

人権口口講座4 もへじ

- | | | | |
|----|----------------------------|--|---|
| 1 | ボランティア人権ガイド | (財)世界人権問題研究センター理事長・京都大学名誉教授
上田 正昭 | ① |
| 2 | ハンセン病の父を語る | (財)世界人権問題研究センター研究第4部長・シャーナコット
福田 雅子 | ③ |
| 3 | 在日の高齢者福祉 | (財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学教授
仲尾 宏 | ⑤ |
| 4 | ひとりじゃないよ | (財)世界人権問題研究センター研究第4部長・シャーナコット
福田 雅子 | ⑦ |
| 5 | 男女共同参画社会の求めるもの | (財)世界人権問題研究センター研究第3部長・文京女子大学教授
山下 泰子 | ⑨ |
| 6 | 識字問題の解決に向けた取組 | (財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学教授
仲尾 宏 | ⑪ |
| 7 | 社会権規約委員会の
日本報告書に対する最終所見 | (財)世界人権問題研究センター研究第一部長・立命館大学教授
薬師寺 公夫 | ⑯ |
| 8 | 拘束のない介護を! | 福田 雅子 | ⑯ |
| 9 | 1000年の実態調査等の一端をみて | 秋定 嘉和 | ⑮ |
| 10 | 人権侵害に対する救済について | 安藤 仁介 | ⑯ |

(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授

安藤 仁介

⑯

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・シャーナコット

秋定 嘉和

⑮

(財)世界人権問題研究センター研究第2部長・池坊短期大学名誉教授

福田 雅子

⑯

(財)世界人権問題研究センター研究第一部長・立命館大学教授

薬師寺 公夫

⑯

(財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学教授
仲尾 宏

⑪

⑯

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・シャーナコット

山下 泰子

⑨

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・シャーナコット

福田 雅子

⑦

(財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学教授
仲尾 宏

⑫

⑯

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・シャーナコット

上田 正昭

①

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・京都大学名誉教授

福田 雅子

③

(財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学教授

仲尾 宏

⑤

もへじ

⑯

サッカーワ杯と善隣友好

(財)世界人権問題研究センター理事長・京都市立芸術大学名誉教授 上田 正昭

在日の意識調査

(財)世界人権問題研究センター研究第2部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

「総合的な学習の時間」と人権

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 松下 佳弘

インターネット上の「人権侵害」

(財)世界人権問題研究センター研究第一部長・立命館大学教授 薬師寺 公夫

「世系」的差別の時代へ

(財)世界人権問題研究センター研究第二部長・筑波短期大学名誉教授 秋定 嘉和

バリアフリー

身体障害者意識施設「らら」の斎藤院長

徳川 輝尚

ひとつで悩まないで！

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・カナコペト

福田 雅子

緑の喜怒哀楽

(財)世界人権問題研究センター客員研究員

田中 和男

子どもの権利』一ト

京都市立児童相談所

三崎 一三樹

人権擁護法

(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授

安藤 仁介

③9

③7

③5

③3

③1

②9

②7

②5

②3

②1

ボランティア人権ガイド

(財)世界人権問題研究センター理事長・京都大学名誉教授 上田 正昭)

平安京という都の名称は、延暦十三年（七九四）十一月八日^{（かと）}の遷都に関する詔^{（せうじょう）}のなかに、はじまりとみえています。そして京都という都市名が史料に登場してくるのは、中御門^{（ちゅうごもん）}

右大臣藤原宗忠^{（むねゆきむねゆき）}の日記である「中右記」の承徳二年（一〇九八）三月の条^{（のじょう）}のことからです。

平安京そして京都の歴史と文化には、千年あまりも日本^{（にほん）}の首都であつたことと深くかかわって、王朝貴族の歴史よりのこと、その後の京都文化の展開にも大きな役割をはたしました。そしてさらに、差別され迫害されながらもたゞましく生き抜いて、京都の歴史と文化の創造と発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされていました。

平安京そして京都の歴史と文化には、千年あまりも日本^{（にほん）}の首都であつたことと深くかかわって、王朝貴族の歴史と文化が反映されています。しかしそれのみが京都の歴史と文化を特色づけているではありません。あまたの有名な古社や名刹^{（めいしゃ）}があり、注目すべき社寺の文化もあります。

「観光」という言葉の原義は、「易經」にも「觀國立光」と

述べられていますように、たんなるレクリエーションではありません。京都のまことの観光は、京都の歴史と文化の光を正確に認識する」とがその前提になります。

京都のあちこちには、予想される以上に人権ゆかりの地があります。京都人権啓発推進会議は「人権 ゆかりの地をたずねて」をすでに六冊発行し、世界人権問題研究センターも「京都人権歴史紀行」(人文書院)を出版しましたが、人権の視点からの観光ガイドの必要性が痛感されるようになりました。

そこで昨年の四月から「ボランティア人権ガイド養成講座」が実施され、本年の十月からその資格を五名の方々が取得されました。今後の活躍が期待されます。



全国水平社創立の地にて

ハンセン病の父を語る

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・ジャーナリスト 福田 雅子

全国の療養所などで生活するハンセン病の元患者等が「隔離政策などによって人権を侵害された」として国を相手どり損害賠償を求めていた裁判で、熊本地裁は五月十一日原告の主張を認める判決を下しました。政府は、元患者が高齢で早期の解決が必要として控訴を断念、人間の尊厳をもとめた闘いは大きく前進しました。

世界人権問題研究センターの人権大学講座、九月二十六日には「ハンセン病の父の生涯」と題して林力さん(元九州産業大学経済学部教授)が「さき父への思慕のおもいとハンセン病への偏見が人間の自由を奪つた歲月を語つてくださいました。

…」「一九三七年(昭和十二年)八月十五日、真夏というのに父は中折帽子を日深くかぶりがみかけた右足を引きずりながら田んぼの一本道を歩いていた。別れがこわくて便所にかくれていた小学六年生の私がみた父の姿である。その後消防車が来て家のまわりに荒縄を張り「立入禁止」の札を立て、白い粉をまいた。…」母は林さんを東京に連れていく養子縁組によつて改姓させました。旧制商業学校に進学してから、古本屋でみつけた北条民雄の小説「いのちの初夜」の中の、誰でも寝になつた刹那にその人間は死びるのです。との予断にみちた誤った著作に衝撃を受けた日の苦しみも吐露されました。



林 力 氏

鹿児島県鹿屋市の国立療養所敬愛園で生涯を送った父は、入園者総代として患者の自治活動に力をこめ、晩年は寺院建立を達成、一九六二年一月十一日他界、享年六十九歳でした。

面会を重ねた林さんに、あるときは「帰つたあとやるせないから」と面会を断る手紙も届きましたが、最後の便りには「昨夜イサ（妻）の夢をみた。…おかげさまで生かされています。からだに気をつけて。」とありました。

林さんは一九七四年、著書の中で、父は癪者であった、と宣言、それは部落差別に立ち向かう被差別部落の子どもたちとの出会いがあと押ししてくれたとも述懐されました。

林力さんの講演のしめくくりの言葉は「それにしても（今回の判決は）余りにも遅うございました。そして、これからが私たちに問われています。」でした。

在日の高齢者福祉

(財)世界人権問題研究センター 研究第3部長・京都造形芸術大学教授 仲尾 宏)

高齢者の介護は、介護保険法の実施を待つまでもなく、日本社会の大きな課題となつてきました。そのことは日本人だけの問題ではありません。外国籍府民、とりわけ戦前から日本に居住されている在日韓国人・朝鮮人のお年よりの方々にも、日本人と同じような課題が浮かびあがっています。

まず第一に、高齢化と少子化という人口分布の片寄りは、在日の場合も日本人とはほ同じような状況にあります。

第二に、それの方々が高齢を迎えて、痴呆症状が現れる、という場合、日本語の聞き取り、話す力が衰えてしまい、ものとの理解が母語である朝鮮語でしかできなくなることがあります。

そのような場合、日本の老人福祉関係の施設では十分な対応ができます。また地域のヘルパーさんも戸惑われるようなことが多いのです。

第二に、在日のお年よりの方々は、戦前・戦中、そして戦後の混乱期の中で教育、とりわけ日本語による教育を受ける機会が少なく、話すことはできても読み書きが不自由な人が大変多いため、日本の法令や社会保障の制度もよく理解できない方がが多いといふことがあります。

今年三月、このような在日高齢者のための福祉活動をになう団体「エルフア」がNPO法人として京都府から認可され、活動をはじめています。このような試みは、既に大阪府八尾市、大阪市生野区など在日の集住地域でもはじまっています。また在日の老人ホームも、堺市や神戸市で建設、運営されてい



母国の歌や踊りを楽しむお年よりたち(京都コリアン生活センターエルファ)

ます。これらの施設は、在日のお年よりの生きていられた長い
みのりを目あたりにしてきた在日一世、二世の方々が、一
世の方々の人生の最終段階を少しでも幸せにしてあげたい、
という思いから、お金をもれより、必要な物品を拠出しあつて
運営がはじめられました。

「エルファ」とは朝鮮語で、「元気よく」という時の掛け
声です。京都市南区東九条にできたこの施設では、主としてティ・
ケアを当面の主要な仕事とし、また障害者のケアもはじまっ
ています。ここへきた在日のお年よりは、言葉も料理も母国の
雰囲気にかこまれて、日に日に元気を取り戻している人が少
なくありません。朝鮮将棋や歌・踊りをボランティアに迎に教
えてくれるお年よりもいます。

日本の過去の歴史が生み出した、もう一つの高齢者の存在
と課題は、日本人にもいろいろなことを教えてくれます。また、
地域やそこに暮らす人の実情に沿った、きめ細かな福祉政
策がますます必要なことを提起していくことになりそうだ

“ひとりじゃないよ”

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・ジャー・ナリスト

福田 雅子

二十一世紀に生まれてくる子どもたちへ、多くの人たちが寄せたメッセージを集めた本を、アムネスティ・インターナショナルがまとめました。アムネスティは人権擁護を目的としたNPOですが、詩人や画家、小学生から大学生、主婦、会社員など多くの市民が、夢や願いをこめた言葉に耳をかたむけると、元気がわいてきます。

表題は高校二年生の英くんと杜くん双子の兄弟の詩から選びました。

子どもは差別されない。すべての子どもは生命に対する固有の権利を持っている。親から虐待されない。人間らしい生活を送る事ができる。…」へした子どもの権利を位置づけた「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を国連が採択

成長してほくは知つた。
世界には、何度もボールを投げても
返してもらえない子がいる。
戦争、飢え、人権侵害。
けれど、人はひとりじゃない。
きっとみんなで人権を守れる。

ぼくが子どもの頃、父にボールを投げると必ず返してくれた。



21世紀に生まれてくる子どもたちへ
アムネスティ・インターナショナル日本:編 葉 祥明:絵

して十二年、日本が批准して七年を経ました。こうした子どもの権利を著しく侵害する児童虐待は、虐待によって生命を奪われたとみられる子どもが一九九〇年から一九九九年までの十年間で四百五十例以上に上ることが、日本法医学会の調査で明らかになり、二歳以下が全体の六割以上を占めています。

児童養護施設平安養育院々長を今春まで勤められた北元昭性さんは、虐待を受けた子どもを迎えてきた日々をこう語られます。「お父ちゃん　お母ちゃん　止めて！　夢の中で叫ぶ声。しかし子どもは親を徹底的に攻撃していない。心の奥では親の肌の温もりを感じながら家で大きくなりたいと思っています。」「児童虐待防止法」が施行されて一年、虐待を防ぐ体制の強化や、ネットワークの充実に期待を寄せながら、いま改めて子どもたちの心に寄り添いたいと思います。

男女共同参画社会の求めるもの

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・文京女子大学教授 山下 瑞子)

一九九九年六月二十三日、男女共同参画社会基本法が施行されました。基本法は「男女共同参画社会の実現を二十一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け」ています。それを受け、二〇〇〇年十一月には「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、二〇〇一年に入ると「男女共同参画会議」が内閣の最も重要な四つの会議の一つとして設置され、基本法の施行にちなんで六月二十三日からの一週間が「男女共同参画週間」とされて、毎年日本中でキャンペーンが繰り広げられることになりました。

それでは、基本法のめざす「男女共同参画社会」とは、どのような社会でしょうか。それはまず、何よりも男女の人権が

尊重される社会です。「男は仕事・女は家庭」といた固定化された役割分担観念をなくし、女性も男性も個性に応じていきいきと人生を謳歌することができる社会です。男女共同参画社会では、「男も女も家庭と仕事」なのです。家事も子育ても介護も男女が力を合わせてやらなければなりません。もちろん、社会的な仕事や地域活動なども男女がともに担うことになります。つまり、女性も男性も「働いて生きる」新しい文化の創造、それが男女共同参画社会基本法の求めるものなのです。

しかし、まだまだ、わたくしたちの身の回りには、たくさんの性差別的な制度や慣習・慣行があります。たとえば、子ど

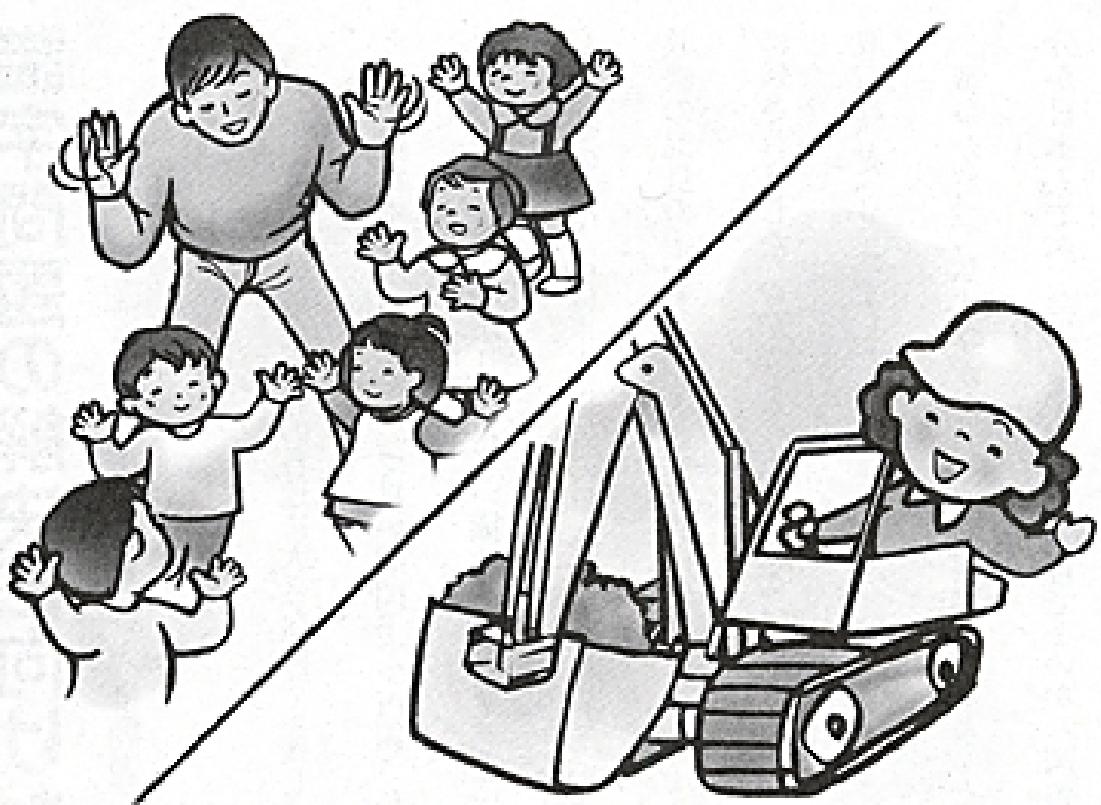


イラスト 小沼穂子
「イラストで学ぼう男女共同参画社会基本法」ぎょうせい 2001年より転載」

もたちの夢を育む童話にさえ、問題が潜んでいます。グリム童話の「白雪姫」は、美しいだけで自分では何もせず、その運命は白馬の王子様に任せている存在です。」という物語を無心に愛読することで、子どもたちの心に固定化された性別役割分担観念が植え付けられることの恐ろしさを、大人们が配慮しなければならないのです（小寺初世子『性差別をなくすため』明石書店、二〇〇〇年、参照）。

そこでいま各地で、基本法を具体化し、それぞれの地域特性に応じた使い勝手のいい男女共同参画推進条例づくりが、急ピッチで進んでいます。二〇〇〇年三月に埼玉県と東京都がそれぞれの条例を制定して以来、二〇〇一年八月現在、既に十三都道府県、二政令指定都市、十五市町村が男女共同参画に関する条例の制定を終えています。

識字問題の解決に向けた取組

(財)世界人権問題研究センター 研究第3部長・京都造形芸術大学教授 仲尾 宏)

アジア・太平洋戦争は世界の各地に大きな傷跡を残しました。

とりわけ日本軍の侵略によって長い間国土を占領されていた

十八人が肉親と再会を果たしました。

中國の人びとに、はかり知れない犠牲を強いることになりました。

京都府では今年八月までに百四十五世帯、同伴者をふくめ四百九十九人が帰国して日本での永住生活を始めておられます。

敗戦の混乱の中、多くの子どもたちは親とはぐれ、中国各地に残されました。やがてその子どもたちは中国人の家庭に引

ます。

その人たちの祖国での生活が一日でも早く自立できるように、

公営住宅の優先入居や自立指導員の派遣、相談事業が行政

の手によって行われていますが、最大の問題は言葉の壁です。

日本語を使いこなせないと、就職や近隣とのつきあいにも支障

をきたします。京都府中国帰国者自立研修センターでは日本

たい、日本に帰りたいという思いをもつようになりました。そ

語教室や就労相談、生活相談などが行われています。多くの

帰国者が住んでいる京都市南部では「多文化共生センター」を

はじめとするボランティアの人びとが小学校の教室を借りて

日本語教室を開き、地域の人びとの交流がうまくゆくよ

うにさまざまな活動を行っています。講師には中国へ留学した

ことのある人や、親が字を書けずに苦労したことを見つける

在日コリアンの二世などもおられます。それでも登校拒否を

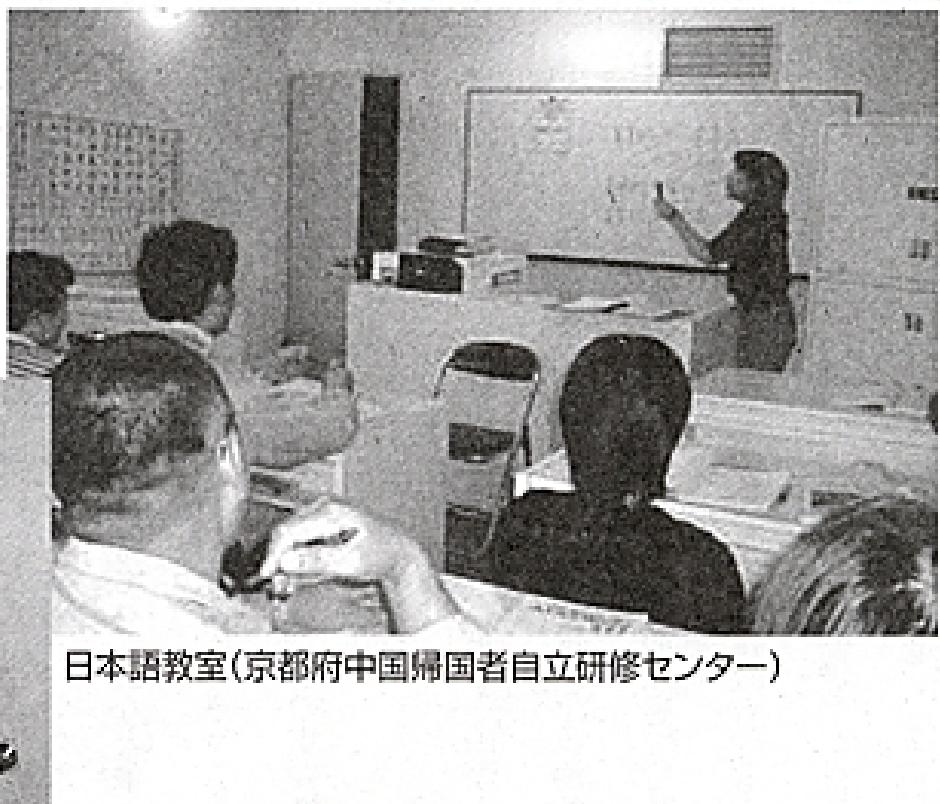
する子どもや、「家にひきこもり」がちになり、将来の希望を見

失っている人も少なくありません。その人たちは日本人とはいえ、

歴史にほんとうされる中で異文化をもつた人びとであること

をまわりが理解し、共に生きるよう「びをわかちあう努力が

私たちに課せられています。



日本語教室(京都府中国帰国者自立研修センター)

社会権規約委員会の日本報告書に対する最終所見

(財)世界人権問題研究センター研究第一部長・立命館大学教授 薬師寺 公夫

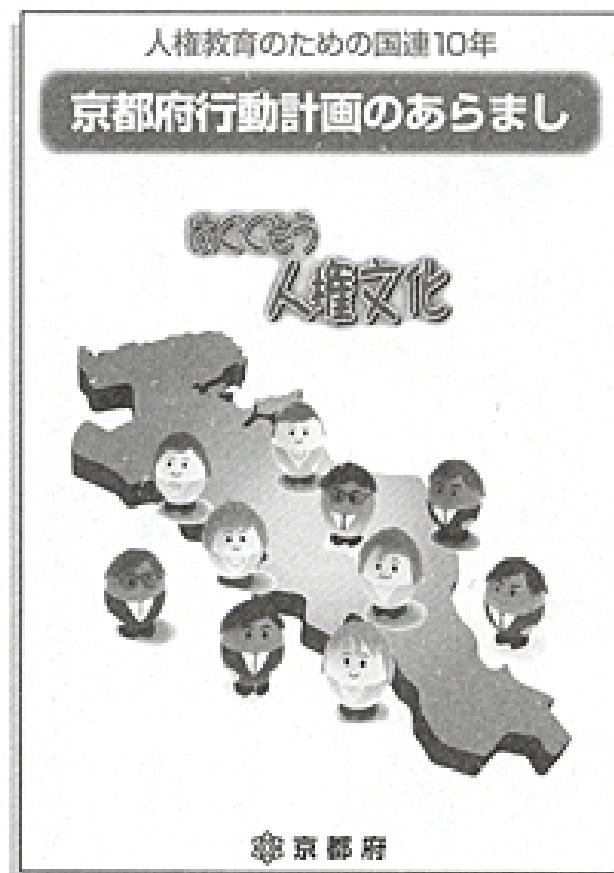
一九九四年に国連総会で決議された「人権教育のための国連十年」もいよいよ仕上げの時期です。同時多発テロなど最近の様々な事件を見るたびに、世界の人々が人間の尊厳や人権の実現について理解を深め、価値観を共有することの重要性を感じます。

人権はしばしば自由権と社会権に分類されます。国際人権規約でも即時実施が定められている市民的権利や政治的権利については、私たちもその侵害について比較的敏感で行政や裁判といった実務の面でも注意が払われ、人権教育でもよく取り上げられます。他方、経済的権利や文化的権利の方は、権利の内容については知っていても、漸進的に実現すればよい

から、財政が逼迫したり不況の時には十分実現できなくても仕方ないと考えがちではないでしょうか。そんな考え方请注意を喚起し、社会権の実施の重要性を呼びかけているのが、今年八月三十日に社会権規約委員会が日本政府の報告書に対して行った最終所見です。条約実施機関が日本の人権実施状況をどう見ているのかということを広く一般に普及することも人権教育の重要な一環だと思います。

最終所見は、日本が世界第二の発達した経済をもつ国であり、他の国と比べれば市民の大多数が経済的、社会的、文化的権利を高いレベルで享受していることを積極的な側面として評価しています。しかし、その上でいくつかの懸念事項を指摘し、

勧告を行っています。少し例をあげましょう。



日本は社会権規約の下で生じる法的な義務について認識を改め、コアをなす規定については日常的に規約の権利を直接適用すべきだし、立法や行政はさまざまな施策にあたって環境影響評価のような人権影響評価をすべきだし、特に法の執行にあたる者には社会権の教育が必要だと指摘しています。社会権も平等適用という点では自由権と同じく即時実施が求められ、非嫡出子への差別や、女性の雇用、労働条件、給与、昇進等での差別は迅速に撤廃すべきだとしています。老齢者の年金支給年齢の引き上げへの懸念や六十五歳以下の退職者に対する社会保障施策の必要性も指摘されています。これを機会に社会権についても認識を改めることが重要でしょう。

拘束のない介護を！

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・ジャーナリスト 福田 雅子)

痴呆症のお年よりを車イスに固定するなど介護や看護の現場での「抑制」をなくそつとする取組が進んでいます。

厚生労働省は介護保険の施行にあたって「身体拘束禁止規定」(一九九九年三月末)を定め、入所者(利用者)や、他の人の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や、行動を制限する行為を行ってはならないとしました。身体拘束とは衣類や綿入り帯などを使用して患者の身体を拘束し、運動を抑制することなどをいいますが、私も高齢の母が老人保健施設や病院に入院したとき、点滴の手をベットに固定されたり、小さな鍵のついたパジャマ

を着せられた体験をもっています。二十年前、京都で活動をはじめた「呆け老人をかかえる家族の会」は、既に一九九八年十月より過去五年間にわたって医療・福祉サービスの現場での拘束について五百七十六人にアンケート調査を行い、実態を明らかにしています。拘束された経験のある人は七十一%にのぼり、「施設全体の出入口に鍵などがあり自由に出入りができなかつた」四十三・五%、「ベッドの上で手または足を縛られた」四十一・一%、「薬でおとなしくさせられた、行動を抑えられた」二十六・四%。また家族はどう考えたか、という問いには「やむを得ないとthought」五十九%「必要ないthought」

二十七・八%でした。

抑制をなくすための研究会で、既に一九八六年から抑制廃止を実現した東京都八王子市の上川病院の吉岡充さん（理事長）は、抑制の悪循環が「抑制死」にさえ至ると、こう警告しています。

まず「縛る」とは人間らしさ（尊厳や誇り）を失わせる。その結果怒りが出てくる。恐怖、屈辱の気持が詰めにつながる。身体的には生理機能が低下し、骨粗鬆症の重度化、筋力の低下、関節の拘縮、栄養失調、また床ずれができることから感染症、食事のあと嘔吐による窒息死も報告されている。拘束のない介護は、高齢者や患者の人格が尊重された質の高いケアの追求からはじまるといえましょう。



—1000年の実態調査等の一端をみて

(財)世界人権問題研究センター研究第2部長・池坊短期大学名誉教授 秋定 嘉和)

最近、大阪府の「同和問題の解決に向けた実態調査報告書」を読んだ。この調査は地区人口六万七千七百八十九人のうち約一万人を抽出しておなわれた(回答者七千八百五人)。私の関心にひきつけて読ませていただく。まず、これまでの調査と異なる点は、地区に居住しながら「出身者」ではないと答えた人々が一千八百六十六人(三十六・七%)も存在したことである。一方が、まず京都市とは決定的にちがつたところである。また、出身者は、長年この地区に居住している「原住者」一千四百九十四人(三十・一%)と「同和地区出身の来住者」一千八百四十七人(二十三・七%)と「地区出身でない来住者」に三分されてしまうことになる。この傾向は、大阪府下の場合でも「出身者でない来住者」が二十三・

七%存在する」とから都市部と同じ傾向を示すものといえる。

さらに驚くべきことは結婚についてである。「夫婦とも同和地区出身」は二十六・一%、「一方は地区出身の夫婦」は三十五・一%であり、「夫婦とも地区外出身」は二十五・四%となっている。つまり、四分の一は地区外の男女の流入者であり、夫婦とも地区出身は四分の一強の状況である。混住と地区外出身者の結婚の進展である。

ところで京都市は「人権文化の構築を目指す」ための基本となる「市民意識調査」を昨年末に行つた(有効回収数は三千六百二十通)。の中で特に同和問題についてみると、関心は「少しはある」を含めで七十一%程度であるが、それに対し「女性・子ども・高齢・



障害者の人権問題」の方が九十%をこえている。「自分や自分の身近にいる人に関連する課題」へ関心が移っている。しかも同和問題の解決をめざして国が設置した「同和対策審議会」の答申が出されたことを「知らない」と答えた人は五十四%をこえる。一方、「同和地区出身者」に対する就労差別を「不当だと思う」人が約七十一%存在した。また父母、祖父母の「地区出身者」との交際忌避は四十%あり、しかも八十%前後の人々は行政・職場・民間団体などの講習や研修会に参加していなかつた(学校教育では四十七%)。この数字は教育現場もふくめ市民への啓発活動のあり方に反省をせまるものとなつてゐる。

「地区」の人口動態の流動化、低所得化、老人世帯の増加など「同対法—地対法—財特法」終了にあたつて、このような事態は「差別意識」の解消にプラスになるのだろうか。地区人口の激減を示す京都市の場合や、いまだ差別意識の強い他府県の地方都市や農村の場合はどうなるのか思いを深めている次第である。

人権侵害に対する救済について

(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授 安藤 仁介

私はたまたま法務省の人権擁護推進審議会の委員を務めており、審議会は先の「人権教育・啓発にかかる答申」に次いで、この夏『人権侵害に対する救済措置にかかる答申』をまとめました。

答申は救済されるべき人権侵害の例として、虐待・差別・公

権力による侵害・マスコミ被害の四つを挙げていますが、ここで具体的な問題として、家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）と乳幼児虐待の二つを取り上げてみましょう。

夫や恋人が妻や相手方女性に暴力を振るうDVは、一体力の弱い者に暴力を振るうのは恥だと教え込まれた私の世

代には、想像もできません。しかし、現実には深刻な問題となっています。また、核家族化が進み隣近所の付き合いもほとんどない状況で、泣き止まない乳児や暴れる子どもの扱いに远方に暮れた若い母親が、逆上してわが子を虐待してしまう現象も広がっているようです。

先に見た審議会の答申では、人権が侵害された場合の救済措置として、相談・協議・和解の斡旋、調停、仲裁、さらには訴訟援助などを掲げています。けれども差し迫ったDVについては、

暴力を振るう夫や恋人から身の安全を確保するシェルター（避難所）が必要ですし、発見の困難な児童虐待については、隣人

の通報や保護司の立ち入りが不可欠です。また「法は家庭に入らず」の建前から、これまで介入を避けてきた警察官の助けも肝要でしょう。

もうとも、プライバシーを重んじる現在の都市型生活では、公的な救済には限界があります。私の住んでいる滋賀県では、育児に悩む母親にインターネットで応じるNPOがあります。これから救済には、公的措置の充実とともに、私的なボランティアを効果的に活用すべきでしょう。同時に、暴力を振るう夫や恋人の再教育も大切です。つまり、人権が侵害された後の救済と並んで、侵害の予防に繋がる教育・啓発を疎かにしません。



サッカーW杯と善隣友好

(財)世界人権問題研究センター理事長・京都大学名誉教授 上田 正昭)

一九九二年の日韓共催のサッカーW杯は、極めて有意義に終了しました。四年に一度のサッカーW杯の第一回は一九三〇年のウルグアイ大会でしたが、アジアでは回もW杯は開かれていません。二十一世紀の冒頭を飾る第十七回W杯はアジアで初めての大会でした。しかも日本と韓国の共催という、画期的な試みでした。なぜならそれまでのいずれの大会も開催国は單独であったからです。

日本と韓国の共催が果たしてうまく運営されるか。その当初から危惧する声がかなりありました。しかし関係者の方々

の協力によって、成功裡に閉会しました。一九九六年の五月二十日にW杯史上未曾有の共同開催が決定されたそのおりから、アジアで最初のサッカーW杯に失敗したら、アジア人は世界に向つて「善隣友好」を唱える資格を失うと、陰ながらに憂慮していました。しかし現実は国益や利権を乗り越えて、民衆と民衆が交わり合う民際交流実現の場となりました。

とりわけ日本の多くの若者が、韓国チームを応援し、韓国の若いサポーターが、決勝トーナメントの一回戦で惜敗した日の分もがんばると、国境やイデオロギーを越えて、互いに手

を取り合っていたのが印象的でした。



サッカーの世界におけるアジアの地位は必ずしも高くはありません。第八回に朝鮮民主主義人民共和国、第十五回にサウジアラビアが決勝トーナメントに進んだことはあっても、今回のようにホスト国が共に決勝トーナメントに進出したのはアジアにとどけの快挙でした。そして韓国のチームは四位の成績を收めました。第十四回のアジアスポーツ釜山大会には、朝鮮民主主義人民共和国をはじめバレスチナ・アフガニスタンの選手団も参加しました。二十一世紀がアジアの世紀として輝くことを願ってやみません。

在日の意識調査

(財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏)

1980年度に実施された京都市の「人権問題に関する

みとをう。

意識調査報告書」の結果が公表された。この調査は、ます今までの同和問題に絞った調査課題を人権問題全般に拡大して、さまざまな問題を取り上げたこと、また、初めて外国籍市民を外国人登録から拾いだして調査の対象に加わっていただき

一人権に関する知識について「戦争の拡大の中での朝鮮人の強制連行」については、六十二%の人が知っていると答え、「障害者雇用促進法」と並んで、市民に知識が行き渡っている」とが分かった。

た」との一点で画期的な調査だった。そのため調査用紙も日本語の他、英文、ハングルの二種類を作成して対象者全員に配布した。

結果としては、在日韓国・朝鮮人、中国人、アメリカ人その他の人々がこの調査に答えていただいた。

回答結果から在日の人々に関するいくつかの問題を拾つて

二 「あなたの近くに来てほしくない施設」の中で「韓国学校、朝鮮学校」と、「インターナショナルスクール」を例として挙げたところ、「来てほしくない」「えいやいかといえは来てほしくない」と答えた人が後者の場合二十五%だったのに比べると、前者は四十六%と倍近くの人が「来てほしくない」と思っていることが分かった。



東九条マダン

三 在日韓國・朝鮮人、日本人相互の付き合いで「嫌な経験があつた」と答えた人は、日本人の場合十%だったが、在日の人の場合は五十一%「あつた」と答え、とりわけ年上の世代の人々が偏見を強く感じていた。

名前については、「日本風の名前の方がさしさわりがなく、生活しやすいのでは」という間に「そう思ふ」と答えた人は、日本人の場合二十五%、在日の人の場合は三十五%、また、「本名を名乗れるような偏見のない社会にすることが必要だ」という間に「そう思う」と答えた人は、日本人で八十一%、在日の人で八十五%だった。このことは、在日の人が心の中では本名が望ましいと思いつつも日常生活では日本名を使うことをやむを得ない、と思い、日本人がそのことを良くない、と思いつつも仕方がない」とこと、認識していることを表わしているのではないか。

「総合的な学習の時間」と人権

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 松下 佳弘)

おじいさんもおばあさんもとても優しい元気な人たちです、す」などびっくりしました。職員の人が韓国語で話をしていたました。年をとると日本語を忘れる人もおられるそうです。私たちがアコヒンじや曲を歌いました。とても喜んでもらえたと思います。

今年度から小・中学校では「総合的な学習の時間」が創設されました。これは地域や学校、子どもの実態に応じて、教科等の枠を超えた学習や子どもの興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとされ、小学校三年生から週当たりにしておよそ三時間が割り当てられています。内容は国際理解、情報、環境、福祉・健康など様々ですが、人権をテーマにした学習の様子を紹介します。

この中学校での十数時間に渡る総合的な学習には三つの

セブトがあります。「つは学習の形態です。「時間、場所、人」のフリー、すなわち「単位時間五十分という時間割、学校という場所、指導者は教員」に」だわらない学習です。内容に応じて半日連続した学習時間にして、学校を離れてのフィールドワークや様々な人から学ぶなど「多様な形がとられてします。一つめは学習したいテーマを自分で選択するところ」といいます。用意されたテーマは「同和問題」「在日外国籍市民の人権に関する問題」「障害者的人権に関する問題」「ジェンダー・ワーリー」「ボランティア（高齢者問題）」の五つ。その内容は学年が上がるごとに内容が深められるよう構成されています。例えば在日外国籍市民のコースでは、一年生は「朝鮮半島と日本の文化交流」。古代の日本と朝鮮半島との交流について調べ、蚕の社、広隆寺などの渡来人に関する史跡のフィールドワー



ティサービス施設で交流する子どもたち

クをします。二年生では「在日コリアンに対する差別や偏見について知る」ことをねらいに、在日のお年寄りのティサービス施設や民族学校などを訪ね、様々な人々とふれあい、現在に残る差別について学習します。さらに三年生では、「在日の今を学ぶ」として在日コリアンの若者との出会いを通して、共生とは何か、共生社会をつくるために何が必要なのかを考える学習をします。「」のコースも「出会う—認識する—活動する—考え深める—発信する」五つの共通のステップで学習を進めるところです。「なぜ」のコースを選んだのが」という自分の課題をはつきりさせるとから始まり、人と出会い、話を聞くなどの活動を通して考え、最後にはそれぞれ取り組んできたことをまとめて発表し、成果を交流します。

こうした「総合的な学習の時間」を通して育てられた力と教科などの学習で身についた力があいまって、これから社会を生きていくために必要な力(生きる力)が育まれていくのではないか」というか。

インターネット上での人権侵害

(財)世界人権問題研究センター研究第一部長・立命館大学教授 薬師寺 公夫

仕組みはよくわからないけれど、インターネットを日常的に利用して、さまざまな情報にアクセスしたり、手紙代わりにメールをやりとりし、あるいは自らホームページを開設している人は多いのではないでしょうか。私もその一人です。

一瞬にしてさまざまな情報や意見が世界中を駆けめぐり、テレビなどと違つてパソコンの前に座りさえすれば、誰でも自由

に自らの意見を表明でき、情報を発信し、反対に国内外の人から意見や情報を受信できることは確かに素晴らしいことです。

しかし、反面インターネットは、利用者自らが情報の送信と受信について自己管理と責任を負わなければならない媒体です。匿名や仮名で自由にサーバーにアクセスできることから、

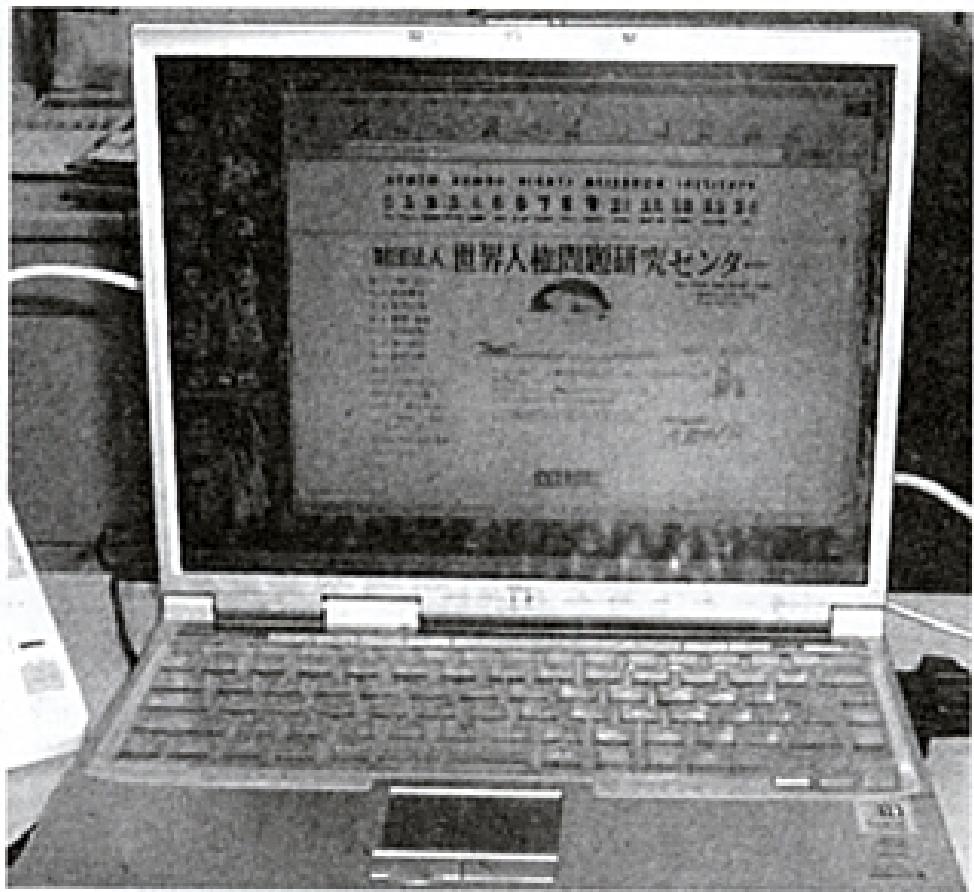
他人の名誉や人格を傷つけたり、部落差別、外国人差別あるいは女性差別など人権侵害にあたる表現行為がしばしばインターネット上で発生しています。インターネットを利用した通信販売や会員募集に応じて被害を受けたという例も報道されています。最近ではインターネット上の表現行為に刑法を適用する例も出てきています。

外国の例ですが、オーストラリア国籍の人が外国のサーバーにホームページを開設し、「アウシユヴィッシュの嘘」と称するユダヤ人差別の表現を掲載しました。これに対し、二〇〇〇年にドイツの連邦裁判所は、ドイツ刑法の「民族憎悪を掻き立てる罪」の適用を認めました。地球上のどこでアグロード

してもドイツでアクセス可能な違法な表現行為にはドイツ刑法を適用するといつもです。

こうした刑法の適用には批判もあります。インターネット上の表現行為の刑罰を伴う規制は、憲法上の表現の自由を侵害するとして、これに慎重な国もあります。アメリカでは他人を侮辱したり、猥褻な画像を作った者と、それを知りながらサーバーを提供したプロバイダーなどを処罰する通信品位法という法律が成立しましたが、連邦最高裁で違憲判決がでています。

法的規制については国により対応が違いますが、まず重要なことはインターネットの利用者が人権を尊重するという基本姿勢を確立することではないでしょうか。



「世」系」的差別の時代へ

(財)世界人権問題研究センター研究第2部長・池坊短期大学名誉教授 秋定 嘉和)

本年三月、同和対策事業にまつわる一連の関連事業が終わった。その結果、一九六九(昭和四十四)年以降の居住・環境の変化は著しい。京都市内の二三十年近くの例をみても、地区人口は三十数%の減少をみた。そのため老人人口と低所得層が増加した。公営住宅の空室は所得に応じた家賃の決定によって運営を図ることになった。

流出した人々は広く、「地区」外に居住の分散をみている。

この傾向は近畿府県の都市部でもみられる。恐らく東京・横浜、名古屋・福岡などでも検証されるだろう。近くは大阪府・市の変化が大きく、「同和地区」の内部では地区出身者、出身者

との近縁者、一般外来者に三分されている。

ところで京都府下や他県の郡部、地方都市をみると、「これから」の事例の検討を待つことが重要である。なぜならば地域社会の人口流動化や消費社会化現象はあっても居住世帯の解体と交流の現実があるのかということである。被差別地区とそれ以外の地域との交流は日常的交際の領域に止まっているからである。

以前から提言をみていく「差別意識」の残存は、家産・家柄・職能の継承ともつながっているという事情がある。そこに結婚、相続、習俗などもからみあい解消は漸次的である。農村も都

市化したとはいって消費経済的側面が中心で、都市への人口減をみながら中心的部分が残存している。このでの相互の交流、交際が、義務教育期から社会人教育期まで大切になってきたといえよう。

このように大都市での居住形態の拡散化と現在の中で「地縁」的差別が解体され、かつ変型をみせている。一方、農村を中心とした地域社会では、従来どおりの「世系」観念の存在がみられ、併存関係が始まつたといえよう。しかし、やがて次の変化につながるものと思われる。

※ 二〇〇一年八月、国連人権小委員会では日本における「門地」や「家柄」に基づく差別を「世系」と訳した。



バリアフリー

(身体障害者療護施設「ひのじ」の苑施設長 徳川 輝尚)

最近、「バリアフリー」という言葉がよく使われます。「バリア」は英語の「障壁」で、「フリー」は「自由」。これを合わせて、「バリアフリー」とは、障害のある人に対する障壁を取り除くことや、

障害のある人が安心して暮らせる生活環境をつくることを意味します。

自由な人、目の不自由な人に対する壁です。字幕のないテレビの画面や、文字表示のない交通機関、音の出ない交通信号などの画面や、文字表示のない交通機関、音の出ない交通信号などを。

中でも、「心の壁」は一番大きな壁です。それは、障害のある人を差別したり、偏見で見たり、無関心に見過ぎる心の壁で、障害のある人の心を大変傷つけます。

国や京都府でも、バリアフリー化を目指した「まちづくり」に取り組んでいます。でも、現実はどうでしょうか。ちょうど回りを見渡しても、まだまだ沢山のバリアを見かけます。

バリアには、「物の壁」、「情報の壁」、「心の壁」があります。「物の壁」は、段差や狭い入り口などです。「情報の壁」は、耳の不

自由な人、目の不自由な人に対する壁です。字幕のないテレビの画面や、文字表示のない交通機関、音の出ない交通信号などを。



こひつじの苑

想を聞くと、ほとんどの学生が、「怖かった」「目の不自由な人の辛さがわかった」と言い、ある学生は、「点字ブロックの上に置いてあつた放置自転車が危ない」とをはじめて知った。これからは、決して放置しません」と言いました。体験は、理解を生み、心の壁を崩したのです。

今年の五月に、「バリアフリーの一環として、身体障害者補助犬法が可決されました。十月から、公共施設や交通機関、公園、公営住宅で、来年の十月からは、ホテルやスーパー、レストランなどで盲導犬や介助犬などの同伴を拒むことが禁じられます。この法律が生かされ、障害のある人が安心して社会生活を送れるよう、府民みんなが、障害のある人の立場に立って理解し、心のバリアを取り除くことに努めたいものです。

ひとりで悩まないで！

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・ジャーナリスト 福田 雅子)

夫婦や恋人など親密な関係にある人からのドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）は、体や心が傷つくだけではなく、時には命を奪われることもある深刻な人権問題です。これは殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、「誰に食べさせてもらっているのだ」と暴言を繰り返す精神的暴力、外出を制限し、親せきや友人ととの付き合いをさせないといった社会的暴力、生活費を渡さない、仕事に就かせないといった経済的暴力、子どもの前で暴力を振るったり、子どもを虐待するなど子どもを巻き添えにした暴力、そして脅かして性的行為を強要したり、避妊に協力しない性的暴力などさまざまな形で現れ

ます。京都府が平成十二年三月に実施した府民意識調査では、女性回答者のおよそ十人に一人（九・四%）が「夫・パートナーからの暴力を経験した」とあります。

こうした暴力を防ぐための法律「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が今年四月、全面施行されました。この法律は配偶者（事実婚を含む）からの身体的暴力を受けた人への加害者の接近禁止などの保護命令が裁判所への申し立てによって可能になるとともに、被害者への保護支援を行う「配偶者暴力相談支援センター」が各府県に設置されました。京都府では、京都府婦人相談所が被害を受けた

人を保護し、精神的ケアや女性の自立に向けた手助けをしています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

暴力から逃れて相談所にたどり着いた人は風呂に入り、食事をとり、個室で眠ります。安心して眠ることができたのです。保護は原則として二週間、子ども連れの場合はももちろん一緒に保護されます。

暴力におびえて龍面のように無表情であつた人も、少しづつ笑顔を取り戻します。新しい生命を宿しながら、自分に自信を持てなかつた母になる人は、「子どもが生まれてきてよかつた」と思えるように——と。退所の日、相談所職員が見守る中、新たな出発をした人の言葉です。

翁の喜怒哀樂

(財)世界人権問題研究センター客員研究員 田中 和男)

世界に一つの「亡靈」が漂つている。「高齢社会」という「亡靈」に先

進国はうめき声を上げている。社会の高齢化は、世界全体が
たどりていく方向であり、文明の発達が一方では環境の破壊
をもたらすのに対して、人間の長寿化は歓迎すべきことである。

六十五歳以上の高齢者が人口の中に占める率（高齢化率）
が十四%を超える高齢社会に、日本は一九九四年突入した。

それに少子化も重なって、二十一世紀末には日本の人口の半
減も予想されている。高齢化の早さに対応ができなかつたのは、
高齢者の責任ではなく、受け皿を十分に作れなかつた日本
社会や政治の責任である。

勿論、高齢化への施策がなかつたわけではない。すでに百年前、
法学者穂積陳重は高齢者待遇の進化を、食老の習慣から穀
老—棄老—隠居制への発展として考え、将来は、家族による
高齢者の保護だけでなく、社会による年金や医療の保障を
構想していた。高齢のために自活力に乏しい者に対しては、
共同生活者としての社会の構成員が援助を与える義務が
あるとしたのであつた。食老や穀老などの習慣があつたかど
うかは疑わしいが、共生という事実から高齢者の生活の権
利を根拠づけたところに先駆性があつた。現在においても、高
齢者は年を取つたからとか、定年で退職したからといひて、社

会の構成員であることをやめたわけではない。税金・保険料の負担、社会への参加・貢献の面でも、高齢者はその能力や収入、関心に応じてその責任を果たしている。



翁

高齢化「対策」の切り札として先年開始された介護保険法は、健康管理の努力を国民に求め、自己責任の重要性を提示している。多くの高齢者は、お上や家族のお世話にならないように、収入や健康について出来るだけの努力はしている。自己責任や自己決定を前提とすれば、高齢者は個人としても尊重されねばならない。個々の高齢者の差異やプライバシー、独りでいたいという願望などが軽視されではならない。これらは、高齢者にとってだけの課題ではないはずだ。

子どもの権利ノート

(京都府京都児童相談所 川崎一三三歳)

「人はみんな、生まれた時から、安心して生活する『権利』を

させるため、実は一年近くもの歳月を要しました。

持っています」

こんな書き出しが始まる小さなノート。今日はこのノートの

ことを紹介してみたいと思います。

「みんなで、ここにわ」

「コソ」「チワ」

発行したのは京都府児童保健福祉課。作成には児童相談

所や児童福祉施設連絡協議会も協力しました。

「子どもの権利ノート」と呼ばれるこのノートは、児童福祉

施設で暮らす子どもたちに、彼らが持つている権利をわかり

やすく説明したもののです。わずか十四ページですから、五分も

あれば全部を読み通すことができるのですが、ノートを完成

んだけど……」

私たちもノートを携え、順番に児童福祉施設を訪ねます。

「今、一人一人の名前を書いたノートを渡したでしょ? これ

は「権利ノート」っていうんです」

「どうで? 「ケンリ」ってわかるかな。とてもたいせつなものな



子どもの権利ノート

離婚や疾病、服役、経済破綻、さらには虐待など、種々の事情で家庭から離れて生活せざるを得ない子どもたちは、社会の中で最も弱い立場に立たされてしまいます。そんな彼らが、自暴自棄にならず誇りを持てて生きていへ……。それこそが、議論を積み重ねてきた私たちの願いでした。

しかし、権利を守る取り組みを具体的に進めようとするといろんな難しさがあります。たとえば子どもには、なぜ自分は施設で生活しているのかを知る権利がありますが、彼らを傷つけずに家族の事情を伝えるには、適切な配慮が必要です。ノート作成の苦労はこんなところもありました。

「うして完成した権利ノート。これを子どもたちに手渡しながら考えていたのは、私たち自身が、子どもの権利を守る不斷の努力を続けなければならない」といつゝでした。

人権擁護法

(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授 安藤 仁介

これまで日本では、人権問題というと特定の人の特定の問題、とくに同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人に対する“不当な差別”的問題だと考えられがちであったように思われます。

もちろん、出生地や国籍さらには性、言語、人種のように、その人の意思や努力で変えることは許されない事実を根拠として、その人の権利に差別を設けることは許されない人権侵害です。

しかし、人権は、実は私たち皆の問題であり、しかも極めて日常的な問題なのです。

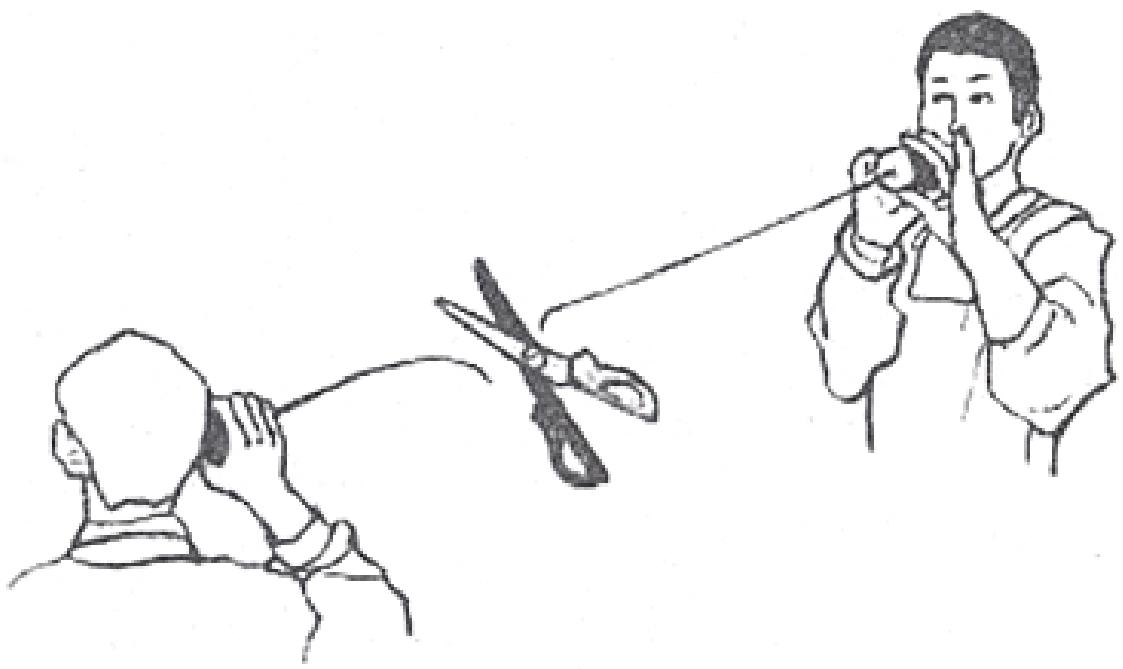
「生活に必要な判断を下しています。」これは「知る権利」を行っていることになります。またマス・メディアの側から見ると、これは、「報道の自由」つまりいろいろな経路で集めた情報を分類・整理して読者に伝える権利行使していることになります。「知る権利」や「報道の自由」はいずれも、「表現の自由」という人権に属し、これがなければ、私たちの日常生活は非常に不便になるでしょう。

そればかりではありません。古い世代の方は「記憶」ですが、

たとえば、私たちは毎日、新聞やテレビ、ラジオなどのマス・

メディアを通して、いろいろな情報を手に入れ、それに基づいて日々

第二次世界大戦中、軍部の支配している政府が情報を統制・管理した結果、日本中のマス・メディアは“日本軍の勝利”ばかり



りを報道し、国民は戦況の真相を知る」ことができませんでした。そのことが国民の戦争に対する判断を誤らせ、ついには日本の敗戦をもたらしました。つまり、国民の「表現の自由」という人权が疎かにされたことが、敗戦という悲劇につながったのです。

考えてみれば、今日の世界でも、国民の表現の自由を疎かにしている政府が無いわけではありません。そうした状況に陥らず、私たち皆の日常生活を間違いなく進めていくためには、私たち一人ひとりが「表現の自由」を含む人权が守られるように、それぞれの立場で努力することが肝要です。